

自動車の保管場所証明申請・届出の手続案内

保管場所証明申請手続

- 保管場所証明申請手続が必要な場合(対象となるのは登録自動車です。)
 - 1 新規登録するとき ~ 新車を購入する場合
 - 2 変更登録するとき ~ 住所等を変更する場合(併用本体の位置の転移を伴ったもの)
 - 3 移転登録するとき ~ 中古車を購入等、所有者を変更する場合(併用本体の位置の転移を伴ったもの)
- 必要書類
 - 1 自動車保管場所証明申請書(2枚)
 - 2 保管場所標章交付申請書(2枚)
 - 3 保管場所の所在図・配置図(1枚)
 - 4 保管場所使用権原疎明書面

※ 次のいずれかの書類1通を提出してください。

 - ① 自分の土地、建物を使用する場合 ~ 自認書
 - ② 他人の土地、駐車場等を使用する場合 ~ 保管場所使用承諾証明書、駐車場賃貸借契約書の写し、写しがない場合は駐車場料金の領収書(継続的な契約であることが分かるもの)、住宅分団等の公法人が発行する確認証明書
- 手数料(大分県証紙)
 - 1 保管場所証明申請手数料 ~ 2,200円
 - 2 保管場所標章交付手数料 ~ 550円

保管場所届出手続

- 保管場所届出手続が必要な場合
 - 1 登録自動車の保管場所を変更したとき
 - 2 軽自動車の保管場所を変更したとき
 - 3 軽自動車の新車・中古車を購入したとき
 - 4 軽自動車の「使用の本拠」と「保管場所」の位置を、転居等の理由により適用地域外から適用地域内に変更したとき

※ 軽自動車の届出適用地域は、旧大分市、別府市のみです。

- 必要書類
 - 1 自動車保管場所届出書(1枚)
 - 2 保管場所標章交付申請書(2枚)
 - 3 保管場所の所在図・配置図(1枚)
 - 4 保管場所使用権原疎明書面

※ 保管場所証明申請手続の書類と同じです。
- 手数料(大分県証紙)
 - 保管場所標章交付手数料 ~ 550円

その他

- 申請(問い合わせ)先
申請・届出する自動車の保管場所(車庫)を管轄する警察署交通課
- 申請書類
必要書類のうち、申請書、届出書、所在図・配置図、自認書・使用承諾証明書は、各警察署交通課の窓口にあります。(各地区自家用自動車協会にも備えています。)